

2021年市議会6月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第7号](#) 特別支援学校の教育環境の改善を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) プラスチックの発生抑制と実効性ある資源循環政策を求める意見書
- [意見書（案）第10号](#) 東京オリンピック・パラリンピックの中止の申し入れを求める意見書
- [意見書（案）第11号](#) 性的少数者差別をなくす法律の早期成立を求める意見書
- [意見書（案）第12号](#) 選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書
- [意見書（案）第13号](#) 核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 人権を侵害する土地利用規制法の廃止を求める意見書

特別支援学校の教育環境の改善を求める意見書（案）

【新和、湖誠、公明、立志提案】

滋賀県の特別支援学校においては、各障害種別に対応できるよう校舎等の新設や増築などにより教育環境の充実に取り組まれてきた。とりわけ草津養護学校においては、これまでの間、児童生徒数の増加に対応すべく、増築など教育環境の充実にに向けた対策を講じられてきたが、児童生徒数の増加は、県教育委員会の推計を大きく上回っており、令和3年4月8日現在で369人が在籍する県内で最大規模の養護学校となっている。加えて、周辺地域での宅地開発などによる人口の増加から、同校の児童生徒数は今後も増加していくことが想定される。

全国的にも特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いており、国においてもその解消に向け、令和2年度から6年度までを集中取組期間と位置付け、必要な予算確保に努めるとともに、特別支援学校における既存施設の改修事業について国庫補助金の算定割合を引き上げられており、滋賀県におかれても草津養護学校の増築や、北大津養護学校のトイレ改修など、学びの場の整備に向け一定の取組を進められていることは評価するものである。

一方、北大津養護学校においては、施設の老朽化が喫緊の課題であり、草津養護学校の増築においては、狭隘であるグラウンドへの校舎の建設は、依然課題があると言わざるを得ない。また、同校については体育館等の付帯施設の狭隘さや、スクールバスの長時間乗車、正門周辺でふくそうするスクールバス、福祉送迎車両の過密化といった登下校時の危険な状態の解消にも取り組んでいく必要がある。

国においては、令和3年5月に、校舎や運動場の面積基準及び学級編制などを示した特別支援学校設置基準の制定(案)を初めて作成し、パブリックコメントを実施されたところであり、正式な設置基準が決まれば省令改正を行い、令和4年4月に施行される予定である。

よって、滋賀県及び滋賀県教育委員会においては、特別支援学校のさらなる教育環境の改善を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等の趣旨に基づき、合理的配慮がより適正に提供されるよう、分離新設も含めた環境整備を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

滋賀県知事、滋賀県教育委員会教育長 あて

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

2019年10月の消費税率10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始められる。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならない。大津市では、2019年度実績で955人が対象者となる（全国シルバー人材センター事業協会統計）。しかし、会員が受け取る配分金は、全国平均で月8日から10日就業した場合、月額3から5万円程度でしかない。多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取りかかる状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2021年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

プラスチックの発生抑制と実効性ある資源循環政策を求める意見書（案）

【共産党提案】

気候変動、海洋プラスチックごみ問題は日本のみならず、世界的に緊急で解決が求められる重大課題である。第 204 回通常国会にて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「本法」という。）が提出され、可決された。

本法は、プラスチックの資源循環の促進について、事業者の自主性に任せ、行政指導を重視するもので、産業廃棄物の不法投棄対策などでも示されるように、実効性に乏しく、プラスチック問題の抜本的解決とはならないことが強く懸念される。少なくとも、発生・販売段階における対策としては、本法で導入される環境配慮設計指針に基づく認定製品の製造を推進する積極的支援や、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告、及び事業者名の公表や命令等の厳格な運用、リデュース（発生抑制）の徹底を図ること、リサイクルにおいては、熱回収の割合を限りなく低減させることなど、本法の趣旨に沿った運用が行えるよう、体制の確立や実効性のある省令策定は急務である。

また、本法は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）によるルートを活用し、プラスチック資源（ごみ）の分別・回収を市町村に行わせることを想定している。これは、リサイクルにおいて最も費用のかかる分別・回収コストを、市町村の負担としている現状の容器包装リサイクル法の問題点を固定化することになる。循環型社会の確立のためには、自治体、すなわち市民の税金による対策ではなく、拡大生産者責任（製品の使用・廃棄等の後においても、生産者が適切な処理等の責任を負うという考え方）の徹底こそが必須である。分別・回収コストを含めたプラスチック資源の回収及びリサイクルの責任を生産者に課すことは、認定製品の製造やプラスチック使用量の削減に生産者が取り組む、最大のインセンティブとなる。

加えて、本法には、プラスチックに使用される有害化学物質の規制について何の規定もない。プラスチック製品の製造事業者等に対し、一定の物質の使用禁止、添加剤のポジティブリスト制（安全性を評価した物質のみを使用可能とする制度）の導入、成分表示の義務化など生産段階からの規制を導入すべきである。

よって、国及び政府においては、政府自らが定めた温室効果ガスをゼロにする 2050 年カーボンニュートラルの実現、プラスチック資源循環目標の達成のためにも、以上の点を踏まえた十分な検討を行うこと、並びに直ちに実効性を担保するための財政措置と体制確保を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

東京オリンピック・パラリンピックの中止の申し入れを求める意見書（案）

【共産党提案】

東京オリンピック・パラリンピックの開会日が目前に迫っているが、新型コロナウイルス感染症の影響は収束する兆しを見せない。大津市でも、新規感染者が、3月は50人以下であったものが、5月には440人に達し（大津市ホームページより）、ワクチン接種の対応も含め保健所の業務は逼迫し、医療機関でも治療や手術が延期される状況が続いている。また、滋賀県でワクチン接種が2回完了した者は、5,426人とどまっている（2021年5月30日時点。官邸ホームページより）。

政府は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためには、人の流れを抑えることが必要だとし、新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長も、「感染に至るような接触機会を減らすことは重要だと思う」と国会で答弁している（2021年6月1日、参議院内閣委員会）。東京オリンピック・パラリンピックの開催は、海外からの数万人規模の入国者、選手団やボランティアをはじめとした関係者、観客の移動などが生じることから、明らかにこれに逆行する。

また、菅首相は、施政方針演説で述べた、東京オリンピック・パラリンピック開催を人類が新型コロナウイルスに打ち勝ったあかしと位置付けたことについて、このことは今も変わっていないと国会で答弁したが（2021年6月1日、参議院厚生労働委員会）、現状はとてども打ち勝ったとは言えない状況である。このような中、東京オリンピック・パラリンピック開催のために、30か所の指定病院、500人の看護師の確保、延べ2万人の消防職員及び消防団員、各会場への2台以上の救急車配置などの医療資源を費やす余裕はない。

加えて、パンデミックの中、環境に慣れるための事前合宿ができない海外選手団や、選手選考の大会もできず予選参加を断念する国々が存在する。五輪精神であるフェアネス＝公平性に基づく大会実施の前提は、既に損なわれている。

菅首相は、国会で「国民の命と健康を守るのは私の責務だ。このことより五輪を優先させることはない」と明言された（2021年6月1日、参議院厚生労働委員会）。一方、国際オリンピック委員会役員からは、緊急事態宣言の下でも開催する、首相が中止を求めても大会は開催されるなど、日本国民の命、生活を無視した発言が繰り返されている。

よって、国及び政府においては、独立した主権国家として国民を守るために、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を直ちに決断し、国際オリンピック委員会及び東京都に申し入れることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 あて

性的少数者差別をなくす法律の早期成立を求める意見書（案）

【共産党提案】

多様な性の在り方を認める社会をと、LGBT等の性的少数者への差別解消を求める声が国内でもこの数年で大きな広がりを見せている。

2018年に野党が共同で、LGBT差別解消法案（性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案）を国会に提出し、第204回通常国会会期中に、与党からも法案が示されたが、差別解消ではなく理解増進とされ、内容にも課題の多いものであった。これらを受け、2021年5月14日、超党派の議員連盟で議論が行われ、LGBT等の性的少数者への差別解消を目指すものとして、法案の目的・基本理念に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないとの認識の下」との文言を盛り込むことで合意した。

ところが自民党内の会合などで、山谷えり子元拉致問題担当相が「体は男だけど（心は）女だから女子トイレに入れろ」などという「ばかげたことがいろいろ起きている」と述べ、職場などで過ごしやすい環境づくりを求めるトランスジェンダー（身体の性別と自分が認識する性別に違和がある人）の切実な願いを意図的にゆがめた発言を行ったことが報道により明らかになった。さらには、LGBTは生物学上、種の保存に背く。生物学の根幹にあらがうという趣旨の発言や、道徳的に問題であるなどの意見が出されたということである。いずれも、性的少数者を社会的に排除するために使われてきた差別的な言辞であり、当事者を深く傷つける言動である。このような発言がなされない社会にしていくために、性的少数者への差別をなくす法律が必要である。

一方で、この法律が成立すると、性自認だけに基づいて法的な性別変更ができるようになり、女性の安全が脅かされるのではないかとの不安の声も聞かれるが、法的な性別変更の要件は性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）で定められている。性同一性障害という言葉に象徴されるように、これまで性別違和は疾病障害として扱われてきたが、国際的な人権基準の発展の中で、性自認の在り方を病気とみなす病理モデルから、本人の性自認の在り方を重視し尊重する人権モデルへの移行が進んできた。

すでに、世界80か国が性的少数者に関する差別を禁止する法律を整備している。性自認は、世界人権宣言や日本国憲法にも掲げられている個人の尊厳に属するものとして尊重されるべきだとするのが、今日の世界の流れである。つまり性自認とは今日は男性、明日は女性といった気分に基づく軽いものではなく、一定の連続性・一貫性・持続性を持ったものであり、自称やなりすましとは明確に区別されるものである。安易な性別変更がまかり通ってしまうかのような議論を政治家が行うことは、当事者が日々味わっている現実の苦悩をあまりにも軽く見ていると言わざるを得ない。女性が安全安心に使えるスペースを確保することは当然であるが、同時にどのような性自認である人も排除されず、人権を尊重される社会をつくることは、矛盾することではなく統一的に追求されるべきである。例えばトイレの問題では、多目的トイレの設置を促進するなど、行政がすぐにでも取り組めることがある。

よって、国及び政府においては、日本の立ち遅れを克服し、性の多様性を認め合い、誰もが「個人の尊厳」を尊重される社会の実現に向けて、「差別は許されない」と明記したLGBT（性的少数者）差別をなくす法律を早期に成立させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書（案）

【共産党提案】

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、96%の女性が改姓しており、多くの人が望まぬ改姓や、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている現状にある。夫婦の別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実で大きくなっている。昨年、早稲田大学の研究室と選択的夫婦別姓全国陳情アクションが合同で行った意識調査では、20 から 59 歳の一般男女 7,000 名の内、7 割が選択的夫婦別姓に賛成している。

夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法にも反している。1996 年に法制審議会が、選択的夫婦別姓導入、女性の婚姻適齢の引き上げ、女性の再婚禁止期間の短縮、婚外子への差別禁止を柱とする民法改正を答申した。答申から 24 年が経過し、選択的夫婦別姓以外は全て実現している。これは人権に関わる問題であり、国連女性差別撤廃委員会も日本政府に繰り返し勧告している。また 2015 年、夫婦別姓を認めないことは違憲であるとして起こされた裁判では、民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方で、選択肢が設けられていないことの不合理性については、裁判の枠内で見いだすことは困難とし、国民的議論により検討されるべきであると民法の見直しを国会に委ねた経緯もある。この判決以降も選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次ぎ、前述のように大きく世論を動かしてきた。通称使用には、法的根拠がなく、実際に年金が受け取れなくなるなどの不都合が生じている。

改姓によって、社会的な不利益だけでなく、内面的にも自分を失うような個人の尊厳を傷つけられる国民がいる一方で、姓を同一にするか別にするかを選択できるからといって、不利益を被る人はいない。

よって、国及び政府においては、民法に残る差別規定を一掃し、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書（案）

【共産党提案】

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、2020年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し、2021年1月22日に効力を発することとなった。現在、署名国は86か国、批准国は54か国となっている。

本条約はその前文で、ヒバクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意すること、核兵器のいかなる使用も人道の原則に反することを明記し、条文では開発、実験、生産、製造、備蓄、移譲、使用の威嚇まで、核兵器に関わるあらゆる活動を全面的に禁止している。核兵器を違法とする初の国際条約ができたことにより、自国の安全保障を理由に核兵器を持ち続けることが正当化できなくなったことは、核及びその他の大量破壊兵器の廃絶を掲げた国連総会の第1号決議（1946年1月）の実現への、歴史的な一歩である。

本条約は、心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り人類と核兵器は共存できないと訴えてきた広島・長崎の被爆者とともに、核兵器のない世界を目指してきた日本と世界の市民社会や各国政府の共同の力でつくり上げられたものである。

しかし、世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中で、各種世論調査でも7割以上の国民が日本は条約に参加すべきだとしているにもかかわらず、日本政府は、保有国と非保有国を分断するものとして、核兵器禁止条約に反対し続けている。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶の道筋を示した核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されている。

現在も世界には、およそ13,410の核弾頭が存在する（2020年6月1日時点、長崎大学核兵器廃絶研究センター調査）。このような状況に対し、唯一の戦争被爆国として、日本が、核保有国に対し核兵器の放棄を正面から求めることは、世界の人々を核の脅威から解放する大きな力となる。

よって、国及び政府においては、核兵器廃絶を切に願う国際社会と国民の声に応え、直ちに核兵器禁止条約に署名・批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

人権を侵害する土地利用規制法の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

第 204 回通常国会で成立した、重要土地利用規制法（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律）は、内閣総理大臣が安全保障上重要とみなす米軍・自衛隊基地、海上保安庁施設、原子力発電所といった重要施設の周囲約 1 km と国境離島を注視区域に、特に重要とみなすものは特別注視区域とし、区域内にある土地・建物の所有者や賃借人など全ての住民を調査するものである。特別注視区域では土地・建物の売買に事前の届け出も義務付けられ、さらに、調査の結果、政府が重要施設や国境離島の機能を阻害する行為やその明らかなおそれがあると判断すれば、利用中止を勧告・命令することができ、命令に違反すれば 2 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金が科せられる。

重大な問題は、注視区域や特別注視区域をどういう基準で指定するのか、機能を阻害する行為やその明らかなおそれをどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか具体的なことが法文に示されておらず、政府の裁量に委ねられていることである。調査内容や範囲、期間、実施主体などの歯止めがなく、法施行後の政令などに白紙委任している。政府の判断次第で拡大されるおそれがあり、氏名や住所、国籍だけでなく、思想信条や所属団体、家族、交友関係、海外渡航歴などに及ぶ可能性があり思想信条の自由を侵し、プライバシーの保護の点からも人権を侵害する危険があることは、参考人質疑でも指摘され、条文で歯止めを加えることが求められた。それにもかかわらず参考人質疑直後に採決強行という暴挙が行われたことは断じて許されない。

そもそも政府は、法整備の根拠として、北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入したことを挙げていたが、2013 年以降に全国約 650 か所の米軍・自衛隊基地の隣接地を対象に行われた調査でも、政府自身が運用に支障が生じるような事態は確認されていないとしている（2020 年 2 月 25 日、衆院予算委員会）。立法事実が存在しない法律を提出したこと自体に問題がある。

また当該調査では、滋賀県の大津、今津両駐屯地、饗庭野演習場など 6 施設に隣接する土地所有者 280 人を調査していたことも国会の審議で明らかにされた。さらに重要土地利用規制法の成立で、滋賀民報の試算によると、大津市では土地・建物所有者（世帯）だけで約 9,000 世帯が対象となるおそれがあるとされ（5 月 23 日、6 月 6 日付）、大津駐屯地周辺の住民から不安の声が上がっている。

よって、国及び政府においては、立法事実がなく、調査の内容・範囲、国民主権への規制、懲役刑となる行為の範囲も政府の判断に委ね、対象区域の住民のプライバシーなど人権を侵害し、不利益を被らせるおそれのある土地利用規制法を廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。